

亶理町と株式会社ファミリーマートとの包括連携に関する協定書

亶理町（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、包括的な連携のもと相互に協力し、それぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、住民サービスの向上及び地域社会の活性化を図ることを目的として協定を締結する。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる分野について連携し、協力するものとする。

- (1) 特産品オリジナル商品の開発・販売に関すること。
- (2) 健康維持・増進、食育に関すること。
- (3) 観光情報・振興に関すること。
- (4) 地域防災への協力に関すること。
- (5) 地域の安全・安心に関すること。
- (6) こども・青少年育成に関すること。
- (7) 高齢者・障がい者支援に関すること。
- (8) 環境対策・リサイクルに関すること。
- (9) その他、住民サービスの向上・地域社会の活性化に関すること。

2 前項各号に掲げる事項の具体的な協力内容については、甲乙協議、合意の上、別紙に定める。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議、合意の上、これを定めるものとする。

（反社会的勢力の排除）

第4条 甲及び乙は、自らが、暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋・社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団・その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）と、関係を持っていないことを表明し、かつ将来にわたり関係を持たないことを確約する。

2 甲及び乙は、自ら又は暴力団員等若しくは第三者を利用して、相手方に対して次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫若しくは暴力を用い、又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説の流布、偽計又は威力による信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前2号に掲げる行為に類似する行為

3 甲及び乙は、相手方が本条第1項の規定に反すると合理的に認められる場合又は前項各号に掲げるいずれかの行為を行った場合は、当該相手方に対して事前に何らの通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間が満了する1か月前までに甲又は乙のいずれかから更新しない旨の書面による意思表示がなされないときは、本協定の期間満了日の翌日から1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

2 前項の規定に関わらず、甲及び乙双方が書面により合意した場合には、本協定を解約することができる。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施に際して、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示又は漏洩してはならず、本協定に基づく取組以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和6年10月17日

甲 宮城県亶理郡亶理町字悠里1番地

亶理町長 山田周伸



乙 東京都港区芝浦三丁目1番21号

株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 細見 研介

